

（仮称）甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の背景

子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法に基づく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について、市町村は、教育・保育給付費の対象施設である旨の確認のために、それぞれの運営に係る基準を条例で定めなければならないとされましたので、条例を制定するものです。

2 子ども・子育て支援給付の体系

- ◆ 特定教育・保育施設・・・施設型給付費の対象施設として、市町村の長が確認する認定こども園、幼稚園、保育所をいう。
- ◆ 特定地域型保育事業・・・地域型保育給付費の対象施設として、市町村の長が確認する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいう。

子ども・子育て支援給付	教育・保育給付	施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> ■認定こども園 ■幼稚園 ■保育所
	教育・保育給付	地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none"> ■家庭的保育事業 ■小規模保育事業 ■居宅訪問型保育事業 ■事業所内保育事業
	現金給付	児童手当	

3 条例の内容

- (1) 条例の題名は、「甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」とします。
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるとおりとします。ただし、本市では、暴力団排除条例を制定済であることから、暴力団の排除に関する規定を市独自基準として設けることとします。
- (3) この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日が予定されています）とします。